

ほごしや みなさま
保護者の皆様

こ けんぜん しゃかいせい そだ
子どもたちの健全な社会性を育てるために
きぶつそんかい しどう ひょうべんさい りかい きょうりよく ねが
～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願ひ～

I ねらい

こ じ こせきんにん じかく うなが しゃかいきはんいしき いくせい
子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、
きょういくしどう いっかん せつきよくてき てきょう
教育指導の一環として積極的に適用します。

じどうせいと こい きぶつそんかい はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう
※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

| ねん 度 | へいせい ねんど 平成 28年度 | へいせい ねんど 平成 29年度 | へいせい ねんど 平成 30年度 | れいわがねんど 令和元年度 | れいわ ねんど 令和 2年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|-------------------|
| はっせいけんすう 発生件数 | 851件 | 1,035件 | 794件 | 707件 | 616件 |

II 内容

こ がつこう まど こうきょうぶつ こい
子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）、または、
こい ちか じょうきょう はそん ばあい こ けんぜん いくせい はか しどう
故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導
の 一環として、しゅうぜんひよう べんさいふたん ほごしや ねが
一環として、修繕費用の弁済負担を保護者にお願ひします。

III 運用について

- 学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健全な社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう充分な話し合いをお願ひします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願ひ

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長とともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願ひします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願ひします。

れいわ ねん よこはましきょういくいんかい
令和 4年 横浜市教育委員会